

「地区センタープレイルーム改修に係る空間デザイン等業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「地区センタープレイルーム改修に係る空間デザイン等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書等の内容)

第3条 提案書等は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案事業者の概要
- (2) 類似業務実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 具体的な提案内容
- (5) 業務実施スケジュール
- (6) ワーク・ライフ・バランス
- (7) 障害者雇用に関する取組

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
- (2) 実施体制
- (3) 業務実施方針の妥当性・実現性
- (4) 提案内容の妥当性・実現性
- (5) 実施手法の妥当性
- (6) ワーク・ライフ・バランスに関する取組
- (7) 障害者雇用に関する取組

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書等の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする

委員長 市民局総務部長

副委員長 市民局区政支援部担当部長

委員 市民局総務課長

こども青少年局こども施設整備課長

神奈川区地域振興課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 欠席した評価委員の点は無効とする。

6 委員長は、評価結果を「市民局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会」に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年5月16日から施行する。